

5 文科高第 2042 号
令和 6 年 3 月 25 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

文部科学大臣
盛山正仁

国立大学法人東京医科歯科大学の中期目標を達成するための
計画（中期計画）の変更の認可申請について

令和 6 年 1 月 29 日付け東医歯企第 17 号をもって、認可申請のあった標記の件については、申請のとおり認可します。

(担当)
文部科学省国立大学法人支援課
国立大学戦略室
電話：03-5253-4111（内線 2002）

国立大学法人東京医科歯科大学 第4期中期計画

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

1-1 (1) 「創生医学」「難病・希少疾患」「口腔科学」「データサイエンス」等を「重点研究領域」として設定し、国内外の研究者との共同研究を含む先端的・先導的な研究を推進する。また、重点研究領域を含めた研究の方向性や研究成果等を評価・助言する「統合研究評価会議（仮称）」を令和4年度に設置し、PDSA（Plan-Do-Study-Act）サイクルとOODA（Observe-Orient-Decide-Act）ループを取り入れ、さらなる高次元の研究推進戦略を策定する。【指定国構想】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 1-1-1：国際共著論文比率：30% 1-1-2：被引用数Top10%出版物数：240報 1-1-3：統合研究評価会議（仮称）による評価・助言に基づくさらなる研究推進計画の立案（令和7年度）と計画の実行 |
|------|---|

1-2 (2) クリニシャン・サイエンティスト育成のため、令和3年度に制定した卓越大学院生制度や育成教員制度を利用して、大学院からPI（Principal Investigator：独立研究室主宰者）までシームレスな育成システムを構築するとともに、令和3年度に設置したYISC（Young Investigator Support Center：若手研究者支援センター）を活用して、キャリアアップ支援、助成金申請支援、海外フェローシップへの応募支援、メンター配置を行うなど、若手トップサイエンティストの育成を加速する。また、学内外のクリニシャン・サイエンティストのリクルート推進のために、柔軟な人員配置を行う教員分離の導入や、クロスアボイントメント制度などを積極的に活用するとともに、大学IR（Institutional Research：学内の様々なデータの収集・分析）機能を活用した客観的な指標に基づき、戦略的に教員人事を行う人事委員会の機能を高め、時代のニーズや未来予測に基づいた大胆かつ戦略的な教員の配置・登用を行う。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 1-2-1：若手研究者（43歳未満又は学位取得後8年未満）の卓越大学・機関（種々の指標において本学と同等以上の大学・機関）への輩出累計：25名 1-2-2：人事委員会による戦略的な教員配置・登用：全教員の10% |
|------|--|

1-3 (3) SDGsの課題解決に資する難病・希少疾患や高齢者ヘルスケアへの取組（SDGs項目3）の一環として、難病領域を中心として、基礎研究から臨床研究・治療開発に至るまでをカバーするメディカルデータサイエンス研究を強化するとともに、ゲノム等の研究データを質の高い医療データに接続し、研究や社会連携面での強みとして展開する医療データ社会還元システムを構築する。また、令和3年度の医学部附属病院・歯学部附属病院の一体化や附属病院の機能強化計画に基づき、SDGsの課題解決に資するICTを活用した遠隔医療・ヘルスケア等の国内外への提供（SDGs項目3）を含む、スマートホスピタル（遠隔医療やビッグデータ・AI技術を活用した病院）の構築や、関連医療機関と連携してメディカルデータをさらに集積することなどによって、良

質で特色のあるデータを活用できる基盤を強化する。加えて、大型研究設備、データベース、研究試料等を学内センター（リサーチコアセンター、M&Dデータ科学センター、疾患バイオリソースセンター等）へ集約し、学内外の教育研究への利活用を強化する。【指定国構想】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 1-3-1 : スマートホスピタル構想の実現 1-3-2 : 医療データ社会還元システムの構築と運用開始 1-3-3 : 大型研究設備やデータ・試料等の共用化 件数：第3期実績（平成28年度～令和元年度平均値）の1.5倍（5,000件） |
|------|---|

1－4（4） 本学が有する基礎研究成果や医療系シーズなどを通じて社会課題を解決するためのプラットフォームである「TMDUイノベーションパーク」を構築し、SDGsの課題解決に資する持続的かつ強靭（レジリエント）な社会を目指して、イノベーションをもたらす研究開発や産学官連携共同事業への取組（SDGs項目9）の一環として、産学官民連携共創を育む場を提供する。また、本学の海外3拠点に加えて、海外のトップ大学・機関等を拠点協定機関として教育・研究連携を実践するとともに、共同プロジェクトを推進し、海外の大型研究費の獲得に向けた国際連携を強化する。【指定国構想】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 1-4-1 : 「TMDUイノベーションパーク」を活用した産学官民連携共創イベント数：30件 1-4-2 : 海外拠点協定機関数：7 |
|------|---|

2－1（5） 令和5年度に統合イノベーション推進機構及び民間資金獲得推進本部を再編して「統合イノベーション機構（仮称）」を設置し、機構が民間資金獲得を一元的に推進する役割を担うとともに、官公庁、国内外の業界団体、企業等との連携促進や共同事業遂行を実施し、研究体制や研究成果等を広く社会に発信する。また、TMDUサポートーズクラブの設置や大学創立100周年記念事業に向けた広報活動等のファンドレイジング戦略に基づく基金活動の展開等により、大学基金を拡充する。さらに、大学が保有する知的財産を掘り起こし、その知財価値を最大化する仕組みとして、産学連携研究センターや知財評議会議等を活用する。加えて、社会からの人的・財政的投資をさらに呼び込む仕組みとして、共同研究等実施法人や医療コンサルティング会社の設立を検討するとともに、「統合イノベーション機構（仮称）」を通じて得られる財源を基に大学発ベンチャー企業への出資又はその設立を行う。【指定国構想】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 2-1-1 : 基金額：12.8億円 2-1-2 : 民間資金収入：25.9億円 2-1-3 : 発明届（相談含む）：年間84件 2-1-4 : 特許活用率：50% 2-1-5 : 大学発ベンチャーへの出資又は設立：25社 2-1-6 : 大学創立100周年記念事業計画の策定 |
|------|---|

2 教育に関する目標を達成するための措置

3－1（6） 令和3年度に導入した卓越大学院生制度等を活用し、採用された卓越大学院生には奨学金の授与・学外交流支援等、研究に注力し、それを発展させる環境を提供するとともに、深い専門性と分野を超えた幅広い視野を併せ持つ研究者を育成するため、学内外のトップレベル研究者がより重点的な研究指導を行う。また、博士課程学生を対象に、数理・データサイエンス教育や新しい価値を創造し、起業できるアントレプレナーシップ（起業家精神）教育を提供し、高度な科学的思考力・研究遂行能力、多面的な研究展開能力を涵養する。【指定国構想】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 3-1-1：卓越大学院生支援累計：250名 3-1-2：数理・データサイエンス教育プログラム 履修者累計：120名 3-1-3：アントレプレナーシップ科目履修者累計 ：100名 |
|------|--|

4－1（7） 入学時からのシームレスかつロングスパンのクリニシャン・サイエンティスト並びにサイエンティフィック・クリニシャン育成システムを構築するため、統合教育機構において、教育カリキュラムを長期的視野で持続的に検証・改善するとともに、全学的な視野で初年次教育カリキュラムを運営するほか、最先端の研究に触れさせる学部教育である研究実践プログラムを質・量共に充実させる。加えて、医療分野でSociety5.0社会に貢献する人材を育成するため、全学部・学科の学生に対し1年次からデータ解析スキルを修得させるためのデータサイエンス教育を実施し、ヘルステック分野において新しい価値を創造し、起業できるアントレプレナーシップ教育を導入するとともに、大学間連携やハイフレックス型授業（対面・同期オンライン・非同期オンラインが提供され、学生が自在に選択することができる授業形態）を活用して、ELSI (Ethical, Legal, and Social Issues : 倫理的・法的・社会的課題) 教育、異文化理解に資する教育をはじめとした文科系教養教育を高学年にも展開する。一方、国際感覚の醸成のために英語教育を充実させ、学部段階からの海外交流の機会や海外派遣プログラムを拡充する。【指定国構想】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 4-1-1：研究実践プログラム受講者数：65名（第3期実績（平成28年度～令和元年度平均値）の30%増） 4-1-2：医療をターゲットにしたデータサイエンス教育実施（全学生に占める履修者割合100%） 4-1-3：ELSI教育の高学年への展開 4-1-4：学部卒業生の海外経験又は単位化された海外交流プログラム参加比率：55%（全学） |
|------|--|

5－1（8） 医療系ビジネスへの参入や拡充を支援するために、広範な業種を対象とした社会人向けの医療系データサイエンス・リカレント教育プログラムを開発するとともに、大学院における既設の科目・コースを拡充させ、特に医療分野において国家ライセンスを取得している医療人の中からメディカルデータを駆使できる人材の育成を目指し、医療人向けのデータサイエンスに特化し、オンライン講義を中心とした生涯学習（アドバンストリカレント教育）システムを構築する。【指定国構想】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 5-1-1：医療分野対象のデータサイエンスに関する社会人プログラム修了者累計：250名 |
|------|---|

6－1（9） 学生の海外交流に対する動機づけとコミュニケーション力向上のために、学部生・大学院生に対し、英語を基本とする国際交流により、社会と医療の多様性を身に付けるプログラムを拡充し、提供する。また、オンラインの利点である効率性、機動性、経済性を最大限に活かしたプログラムを開発し、海外協定校と共同で実施するオンライン交流プログラムを実施する。一方、学生の海外派遣を一層推進するために、大学基金を活用して学生の渡航費用の負担を軽減するほか、留学学生の把握及び情報共有・連絡のためのオンライン情報管理システムの構築など、留学中の危機管理体制を整備する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 4-1-4：学部卒業生の海外経験又は単位化された海外交流プログラム参加比率：55%（全学） （再掲） 6-1-1：大学院修了生の海外経験又は単位化された海外交流プログラム参加比率：35%（全課程） |
|------|--|

6－2（10） 英文広報誌や動画発信の拡充により、本学の教育研究活動についての積極的な国際アウトリーチ活動を展開するとともに、留学説明会（海外開催・オンライン開催）や本学留学生によるきめ細かな発信等を通じて本学の魅力や留学情報を発信する。また、海外からの留学生受入を推進するために、留学生の受入体制や生活支援を向上させるとともに、多様な英語履修プログラムを充実させて、教育研究支援の強化と拡充を行う。さらに、留学生（卒業生・修了生）の継続的な追跡調査等により、アラムナイ（同窓生）データを充実させ、アラムナイを対象とした交流イベントを開催することで、アラムナイを通じた優秀な留学生の呼び込みや、国際共同研究の活性化を通じて海外との人的ネットワークを強化する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 6-2-1：留学説明会（海外・オンライン開催）参加者数：250人 6-2-2：全大学院生に占める外国人留学生の比率：23% 6-2-3：アラムナイデータベース（平成12年入学以降の卒業生・修了生）における登録者比率：75% |
|------|---|

6－3（11） 海外の大学との連携教育を学士・修士・博士課程で多層的に推進する。学士課程においては、「グローバルフェロー制度（仮称）」を活用した海外の高名な教員によるオンライン授業の実施など、質の高い国際的な教育プログラムを提供する。修士課程においては、ハーバード大学、ジョンズホプキンス大学等の著名な海外の大学と連携した MPHコース（Master of Public Health in Global Health Course）を引き続き提供し、世界に通用するパブリックヘルス（公衆衛生）のエキスペートを輩出する。博士課程においては、引き続きタイのマヒドン大学（医学系）やチュラロンコーン大学（歯学

系) 等との間でジョイント・ディグリー・プログラム (JDP : Joint Degree Program) を活用した国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、学生の海外における教育研究機会を拡大する。また、SDGsの課題解決に資する取組としての海外活動等を活用したアジア・アフリカ諸国等への教育・研究・医療活動の支援 (SDGs項目17) を目指し、スーパーグローバル大学としての東南アジア圏を中心とした国際貢献の一環で、本学の教育・研修コンテンツを海外へ提供するために、臨床教育システムを英語化して、これらを主たるコンテンツとする教育・研修プログラムを編成し、海外の医師・歯科医師を受け入れる。【指定国構想】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 6-3-1 : 「グローバルフェロー制度（仮称）」の制定と運営開始 6-1-1 : 大学院修了生の海外経験又は単位化された海外交流プログラム参加比率 : 35% (全課程) (再掲) 6-3-2 : 海外医師・歯科医師向け教育・研修プログラム受講者累計人数 : 100名 |
|------|---|

3 研究に関する目標を達成するための措置

7 – 1 (12) 卓越した研究を行うために、重点領域研究の推進、異分野融合研究の育成、国内外トップ研究機関との連携、卓越大学院生制度や基礎研究医コースの設置による若手研究者の創造的研究支援体制の構築などを行うとともに、研究の適切性と国際性を担保するために、研究評価と助言を行う「統合研究評議会議（仮称）」を令和4年度に設置し、研究展開を強化する。また、データサイエンスに基づいて、社会医学系研究をさらに発展させる。【指定国構想】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 1-1-1 : 国際共著論文比率 : 30% (再掲) 1-1-2 : 被引用数Top10%出版物数 : 240報 (再掲) 1-1-3 : 統合研究評議会議（仮称）による評価・助言に基づくさらなる研究推進計画の立案 (令和7年度) と計画実行 (再掲) 7-1-1 : 社会医学系論文数 : 150編 |
|------|--|

7 – 2 (13) 内在的動機に基づく良質な学術研究を強化するために、ボトムアップ型の卓越した学術研究、特に病態原理や生命の基本原理を追究する基礎研究に対して、人的・物的支援を行うとともに、共用研究機器の充実、研究技術の支援強化により、最先端の医学・生命科学研究を行うための環境を整備する。また、学内共同研究を促進するために、部局や分野のニーズ・シーズを共有するとともに、優れた共同研究に対し、研究費の支援等を行う。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 7-2-1 : 卓越した基礎研究の支援 : 120件 7-2-2 : 学内共同研究に基づく論文数 : 330編 |
|------|--|

8 – 1 (14) 多様な研究者への研究支援として、次世代超高速通信による遠隔教育研究システムを導入するとともに、「トップサイエンスインキュベーションスペ

ース」（湯島地区や駿河台地区などに設ける、優秀な若手研究者や海外から来訪した研究者等が研究を実施する場）を設置し、若手研究者の雇用を促進し、若手研究者や外国人研究者への研究インフラを提供等による教育・研究環境整備を行う。また、外国人研究者の登用に関する人事制度の改定を含めた戦略の見直し、海外協定校や海外トップ校との連携強化を行うとともに、国際共同研究の増数を図る。女性研究者に関しては、SDGs課題解決に資する女性研究者支援をはじめとするジェンダー平等への取組（SDGs項目5）として、ライフィベントの際の多様な支援を加速するとともに、女性上位職登用制度などを通じて人材を確保する。【指定国構想】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 8-1-1 : 「トップサイエンスインキュベーションスペース」の設置、運営開始、運営体制等の検証及び必要に応じた改善 8-1-2 : 新規採用者における若手研究者（40歳未満）の比率：70%以上 1-1-1 : 国際共著論文比率：30%（再掲） 8-1-3 : 上位職（講師以上）における女性研究者比率：25% |
|------|--|

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

9－1（15）国内外の産学官民との協働で、文理融合型教育研究、多領域連携教育研究、先端領域教育研究を推進する。特に、附置研究所による全国共同研究・共同利用拠点や四大学連合を含めた近隣の国公私立大学との連携研究を発展させる。また、近隣の大学、企業との間で研究機器の共同利用を行い、最新の研究機器にアクセスできる体制を構築するとともに、企業との連携においては、定期的にシーズ・ニーズの情報交換を行う場を設け、アフィリエイティッド・プログラム（産業界と本学研究者の交流による新たな産学連携研究を創出するためのパートナー制プログラム）等を活用し、研究成果を迅速に実用化するための取組を行う。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 9-1-1 : 学外からの共同研究受入延べ人数：400名（第3期平均330名） 9-1-2 : 産業界との連携プロジェクト：625件（第3期実績（令和元年度）の1.25倍） |
|------|---|

9－2（16）複雑化する社会問題に対し分野融合的解決をもたらすとともに、高度な協働力・課題解決能力を持った人材を育成するために、四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）が、学長・副学長レベルの定期的な連絡会を通して、協働による教育・研究・社会連携活動を幅広く企画・展開する。（四大学連合）【指定国構想】

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 9-2-1 : 四大学連合の協働で実施される多様な教育・研究・社会貢献活動が、開催件数及び参加者数などの量的並びに活動の多様性拡大などの質的向上において、第3期の水準を超えること。 |
|------|--|

10－1 (17) 医科・歯科のシームレスな連携によるトータル・ヘルスケアを目的として、医歯一体化した大学附属病院の効率的運用を確立する。特に、大学附属病院の機能強化計画に基づいて重症患者・手術数の増加を図るとともに、医療情報システムの拡充・刷新、院内情報のスマート化を促進し、労働環境の改善と患者サービスの一層の向上を進め、併せて病院運営においては、クオリティ・マネジメント・センター（QMC：Quality Management Center）における医療の質を評価する指標（QI：Quality Indicator）を用いた計測に基づく、安全で質の高い医療を継続的に提供するために、医科・歯科の診療データ収集システムを構築し、質評価指標（QI）の新規開発や継続的な見直しによる改訂等を行う。

| | |
|------|----------------------|
| 評価指標 | 10-1-1：新規又は改訂QI数：50件 |
|------|----------------------|

1－3 (3) SDGsの課題解決に資する難病・希少疾患や高齢者ヘルスケアへの取組（SDGs項目3）の一環として、難病領域を中心として、基礎研究から臨床研究・治療開発に至るまでをカバーするメディカルデータサイエンス研究を強化するとともに、ゲノム等の研究データを質の高い医療データに接続し、研究や社会連携面での強みとして展開する医療データ社会還元システムを構築する。また、令和3年度の医学部附属病院・歯学部附属病院の一体化や附属病院の機能強化計画に基づき、SDGsの課題解決に資するICTを活用した遠隔医療・ヘルスケア等の国内外への提供（SDGs項目3）を含む、スマートホスピタル（遠隔医療やビッグデータ・AI技術を活用した病院）の構築や、関連医療機関と連携してメディカルデータをさらに集積することなどによって、良質で特色のあるデータを活用できる基盤を強化する。加えて、大型研究設備、データベース、研究試料等を学内センター（リサーチコアセンター、M&Dデータ科学センター、疾患バイオリソースセンター等）へ集約し、学内外の教育研究への利活用を強化する。【指定国構想】（再掲）

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 1-3-1：スマートホスピタル構想の実現 1-3-2：医療データ社会還元システムの構築と運用開始 1-3-3：大型研究設備やデータ・試料等の共用化 件数：第3期実績（平成28年度～令和元年度平均値）の1.5倍（5,000件） |
|------|---|

10－2 (18) 初期・後期臨床研修プログラムを通じ、高度で発展的な医療安全・医療倫理教育を義務化し、データサイエンスを活用した臨床研究・社会医学教育を充実させるとともに、先端技術の開発や社会的インパクトの高い臨床研究の実施を促進し、臨床・研究能力を兼ね備えた高度医療人を養成するシステムを全学科に対して構築する。加えて、厚生労働省、文部科学省等との人事交流を円滑にする学内体制を整備し、交流を組織的・恒常的に行うことで、医療行政との連携を強化するなどの方策により、我が国の医療政策の中核として貢献できる医療人を養成する。また、SDGsの課題解決に資する、災害・救急医療への取組（SDGs項目13）の一環として、救急医療や集中治療の拡充を行うことで、より多くの指導的な人材を養成し関連機関へ派遣する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 10-2-1：専門研修プログラムにおける医療安全・医療倫理教育の受講率100% 10-2-2：救急・災害・集中治療分野における指導的人材の育成（新規専門医取得者の累 |
|------|---|

| | |
|--|----------|
| | 計) : 24人 |
|--|----------|

11-1 (19) 令和3年度に構築した「グローバル感染症征圧プラットフォーム」を活用して、感染症に関する教育活動、研究活動、診療活動の有機的な連携を図り、先導的な活動状況や活動成果を国内外に発信するとともに、地域社会（東京都）に還元する。教育面では、感染症疫学や感染症対策に関して、全ての学部学生、大学院生、社会人を対象としてそれぞれの教育プログラムを開発・実践することで、感染症専門家の育成に寄与する。また、研究面では、新型コロナウイルス感染症等の感染症を対象として、病態形成機序の解明や新たな治療法・予防法並びに感染拡大を抑制する方策の開発を目的とした研究を推進するとともに、倫理審査委員会の承認を受けて、新型コロナウイルス感染症診療で蓄積した資料、試料、情報を学内外、国内外で有効活用し、新たなパンデミック対策に役立てる。さらに、診療面では、令和3年度より実施している附属病院一体化による医歯連携の機能強化や附属病院の機能強化計画を活用し、予期せぬ感染症の発生や急激な蔓延に迅速に対応できる柔軟な診療連携体制を構築する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 11-1-1 : グローバル感染症征圧プラットフォームの活動に関するプレスリリース : 60件 11-1-2 : 感染症疫学や感染症対策に係る教育プログラムの開発・実践 : 12件 11-1-3 : 感染症研究論文発表累計 : 162編 11-1-4 : 内科専攻医（感染症内科コース）又は感染症専門医研修プログラム登録者累計 : 20名 ※感染症専門医は、一般に、医師国家試験合格後に2年間の初期研修、それに引き続く3年間程度の基本領域専門医研修（後期研修）の後に、さらに3年間程度の研修プログラムを必要とする。なお、感染症専門医は全国に1,600名（令和3年度）であり、新規取得者は年間60名程度である。 |
|------|--|

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

12-1 (20) 学長のリーダーシップの下、内部統制機能を強化するため、専門的知識を有する学外理事を登用するとともに、理事・副学長等の役割・権限・責任を明確化し、権限を委譲して事業を先導させる。また、経営協議会では、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題と検討テーマを設定し、充分な議論の時間を確保することで審議を活性化させる。一方、指定国立大学法人として、SDGs諸課題の解決への貢献とソーシャルインパクトの最大化を目指し、令和3年度に設置したトータル・ヘルスケア戦略推進本部において、指定国立大学法人構想に掲げられた目標達成のための取組を推進する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 12-1-1 : 理事・副学長等への権限委譲の実効性の評価と必要に応じた改善 12-1-2 : 経営協議会の運営方法に関する定期的な改善事項の検討 |
|------|--|

13－1 (21) 湯島・駿河台地区、国府台地区、越中島地区などの本学の保有資産を最大限に有効活用するため、新たな活用方法を戦略的に策定するとともに、定期借地権のスキームを活用した土地貸付、「TMDUイノベーションパーク構想」の一環でもある産学連携スペースの整備による産学連携の活性化など、多様な資産活用により収益を最大化する。また、土地・建物の活用状況や資産貸付料等については、社会経済情勢等を踏まえた見直しを継続して行うとともに、効率的に資産を運用する。

| | |
|------|--------------------------------|
| 評価指標 | 13-1-1：資産活用による外部資金の獲得額：年間3.5億円 |
|------|--------------------------------|

1－3 (3) SDGsの課題解決に資する難病・希少疾患や高齢者ヘルスケアへの取組（SDGs項目3）の一環として、難病領域を中心として、基礎研究から臨床研究・治療開発に至るまでをカバーするメディカルデータサイエンス研究を強化するとともに、ゲノム等の研究データを質の高い医療データに接続し、研究や社会連携面での強みとして展開する医療データ社会還元システムを構築する。また、令和3年度の医学部附属病院・歯学部附属病院の一体化や附属病院の機能強化計画に基づき、SDGsの課題解決に資するICTを活用した遠隔医療・ヘルスケア等の国内外への提供（SDGs項目3）を含む、スマートホスピタル（遠隔医療やビッグデータ・AI技術を活用した病院）の構築や、関連医療機関と連携してメディカルデータをさらに集積することなどによって、良質で特色のあるデータを活用できる基盤を強化する。加えて、大型研究設備、データベース、研究試料等を学内センター（リサーチコアセンター、M&Dデータ科学センター、疾患バイオリソースセンター等）へ集約し、学内外の教育研究への利活用を強化する。【指定国構想】（再掲）

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 1-3-1：スマートホスピタル構想の実現 1-3-2：医療データ社会還元システムの構築と運用開始 1-3-3：大型研究設備やデータ・試料等の共用化 件数：第3期実績（平成28年度～令和元年度平均値）の1.5倍（5,000件） |
|------|---|

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

2－1 (5) 令和5年度に統合イノベーション推進機構及び民間資金獲得推進本部を再編して「統合イノベーション機構（仮称）」を設置し、機構が民間資金獲得を一元的に推進する役割を担うとともに、官公庁、国内外の業界団体、企業等との連携促進や共同事業遂行を実施し、研究体制や研究成果等を広く社会に発信する。また、TMDUサポートーズクラブの設置や大学創立100周年記念事業に向けた広報活動等のファンドレイジング戦略に基づく基金活動の展開等により、大学基金を拡充する。さらに、大学が保有する知的財産を掘り起こし、その知財価値を最大化する仕組みとして、産学連携研究センターや知財評議会議等を活用する。加えて、社会からの人的・財政的投資をさらに呼び込む仕組みとして、共同研究等実施法人や医療コンサルティング会社の設立を検討するとともに、「統合イノベーション機構（仮称）」を通じて得られる財源を基に大学発ベンチャー企業への出資又はその設立を行う。【指定国構想】（再掲）

| | |
|------|------------------|
| 評価指標 | 2-1-1：基金額：12.8億円 |
|------|------------------|

| | |
|--|---|
| | 2-1-2 : 民間資金収入 : 25.9億円 2-1-3 : 発明届（相談含む）：年間84件 2-1-4 : 特許活用率:50% 2-1-5 : 大学発ベンチャーへの出資又は設立 : 25社 2-1-6 : 大学創立100周年記念事業計画の策定 |
|--|---|

14-1 (22) IR機能を強化し、可視化された各部局の教育・研究成果を活用することで、各部局の人的・物的配分を最適化する仕組みを構築し、スペースチャージ（共有部分を除いた教育研究施設の使用面積に応じた金額をあらかじめ徴収し、修繕等の費用に充てる学内制度）の活用及び施設点検評価によって学長裁量スペースとなった部屋を共用スペース等に再配分するなど、大学が目指すべき機能強化の方向に合致した戦略的な資源配分を行うとともに、安定的な財務基盤を確立するために、「統合イノベーション機構（仮称）」による外部資金獲得に加えて、湯島・駿河台地区、国府台地区、越中島地区などの本学保有資産の再開発を含めて、経営アドバイザーの意見も取り入れつつ、大学の機能強化に資する長期的ビジョンを策定する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 14-1-1 : 大学の機能強化に資する長期的ビジョンの策定（令和7年度）と、それに基づく新たな取組の開始 |
|------|---|

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

15-1 (23) 教育研究に係る計画に関する進捗状況を管理し、学内のIRデータも活用して、個人・分野単位での評価指標を客観的に可視化し、教育研究組織の運営状況の点検並びに方針の策定や自己点検・評価を行うとともに、その結果を目標・戦略の改定に反映させる仕組みを整備する。また、学内の主要な事業への効果的な予算配分実施の観点から令和2年度に設置した事業レビュー（予算の見える化）によるアウトプット・アウトカムを意識した目標設定の下、実績及び効果を検証し、改善点などをフィードバックするとともに、次年度の予算配分に活用するPDSAサイクルの確立により、事業の効果・効率をさらに高めていく。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 15-1-1 : IRデータを活用した自己点検・評価結果の可視化と公表 15-1-2 : 事業レビューの効用に関する自己点検・評価に基づく改善 |
|------|--|

15-2 (24) 特色ある教育・研究・医療等に関する活動について分かりやすく国内外にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。具体的には、令和3年度の東京医科歯科大学SDGs推進宣言に基づいて、トータル・ヘルスケアの実現とSDGsの諸課題の解決を目指した取組に関する報告を含めた統合報告書（Integrated Report）の発行及び多様な媒体を利用した国内外への情報発信を行う。また、法人経営に対する意見・理解・支持を得るために、教職員、学生、同窓生、保護者、就職先・共同研究先のアカデミアや企業、患者といったステークホルダーとの対話の場を

設定する。【指定国構想】

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 15-2-1：統合報告書（Integrated Report）の発行 15-2-2：海外プレスリリース：年間30報 15-2-3：ステークホルダーとの対話：年間48回 |
|------|---|

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためによるべき措置

16-1 (25) これまでのIT化・クラウド化の取組をさらに進展させ、ニューノーマルな時代に対応するための意識改革・業務改革を行い、事務システムの効率的な運用や教職員・学生の利便性の向上を図る。また、デジタル化や業務のアウトソーシング（外部委託）に伴う業務量の変化に応じて事務組織体制の検証を行い、業務量に応じた機動的な業務運営体制を構築する。加えて、社会環境の整備状況等を鑑みつつ、マイナンバーカードを大学業務に活用することを検討する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 16-1-1：デジタル化促進のための次期ロードマップを令和4年度末までに作成し、当該計画に基づいた業務改善、デジタル化の推進に着手する。 |
|------|--|

16-2 (26) 「サイバーセキュリティの確保」と「デジタル化の進展」の両立を意識し、業務全般の継続性の確保とデジタル化技術の活用に資する次世代IT化に向けた基盤整備を行う。加えて、クラウド化・デジタル化の進展に対応できる情報セキュリティの確保ができる仕組み、体制の整備を行う。具体的には、これまでの境界防御型のセキュリティ設計から、ゼロトラストセキュリティ（学内外のネットワークやデバイスのすべてに脅威が潜んでいることを前提としたセキュリティの考え方）設計への転換を軸とする技術的対策の推進とデジタル/セキュリティに対する意識やリテラシーを高める取組、ルールや基準の整備を併せた多層的な取組を行う。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 16-2-1：令和7年度中に情報システムのマスタ管理のための仕様を統一し、教職員の所属、資格、その他の情報を一元的に管理する仕組みを導入する。 16-2-2：サイバーセキュリティ対策基本計画に基づくセキュリティ対策を進めることと並行して利用者の端末や学内ネットワーク等のアクティビティを可視化し、脅威を検知する仕組みを導入する。 |
|------|---|

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- 1) 国府台地区の土地の一部（千葉県市川市国府台2丁目1番46 59.5m²）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

本学病院における施設の整備に必要となる経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び病院の建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額（百万円） | 財 源 |
|--|-------------|--|
| (医病)機能強化棟、 (医病)基幹・環境整備(屋外環境)、 (医病)医科棟改修(手術室)、 (国府台)基幹・環境整備Ⅱ (安全対策)、 小規模改修 | 総額 7,258 | 施設整備費補助金 (839) 長期借入金 (6,328) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (90) |

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和6年度以降は令和4・5年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(注3) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、計は必ずしも一致しない。

2. 人事に関する計画

大学IR機能を活用した客観的な指標に基づき、戦略的に教員人事を行う人事委員会の機能を高め、時代のニーズや未来予測に基づいて教育・研究・診療の重点領域に人的資源を注力できるよう、大胆かつ戦略的な教員の配置・登用を行う。また、国内外のトップ研究者のリクルートの推進のために、厳格かつ公正な業績評価とそれを反映した適切な待遇を軸とする年俸制を継続するとともに、クロスアポイントメント制度等を積極的に活用する。

人材の多様性の確保に向けた取組として、若手研究者に関しては、テニュアトラック教員のためのポストを新たに設定する等、戦略的なポストの再配分等を実施する。外国人研究者に関しては、人事制度の改定を含めた戦略の見直しや、海外協定校や海外トップ校との連携強化を

図り、登用を推進する。女性研究者に関しては、SDGs課題解決に資する女性研究者支援をはじめとするジェンダー平等への取組として、ライフイベントの際の多様な支援を加速するとともに、女性上位職登用制度等を通じて人材を確保する。

3. コンプライアンスに関する計画

全学的なコンプライアンスに係る体制の確立及び推進を図ることを目的とし、令和3年度に策定した「国立大学法人東京医科歯科大学コンプライアンス規則」を実施するとともに、コンプライアンスに関する事項の情報共有の取組などを行う。

加えて、すべての構成員が対等の人格として尊重され、就学、教育・研究、勤労に専念できる、健全で明るいキャンパス環境を作るため、ハラスマント防止の啓蒙活動としてポスター掲示やリーフレット配付等を行う他、ハラスマント防止研修を定期的に開催する。

さらに、不正防止計画・推進委員会を引き続き定期開催（1回／月）し、次の取組をすることで不正経理や倫理指針違反を含めて、研究に関する法令違反等を徹底して防止する。

①e-ラーニング(APRIN)について、研究者及び会計関係実務を担う事務職員の受講管理を徹底する。

②研究に係る不正行為を行わない旨の誓約書について、研究者及び会計関係実務を担う事務職員の提出管理を徹底する。

③研究不正防止等の講習会（遺伝子組換え生物等実験や動物実験、病原微生物等・特定病原体等の取扱いを含む）について、基礎研究を行う研究者及び大学院生の受講管理を徹底する。

④研究倫理講習会について、「ヒトを対象とする研究」を行う研究者及び大学院生の受講管理を徹底する。

⑤公的研究費の執行ルールや手続きについて、研究者の理解を深めさせ、適正・円滑な経費執行に資することを目的に、「公的研究費執行ルールに係る説明会」を毎年度実施する。

4. 安全管理に関する計画

【労働安全衛生管理・環境安全管理に係る計画】

全ての職場並びに研究室を産業医及び衛生管理者の定期的な巡視（毎月）による職場環境の安全衛生管理を行う。また、環境安全管理のために定期的な巡視（毎月）によって、化学物質・廃棄物の管理を適正に行う。安全衛生委員会及び環境安全管理委員会において、教職員及び学生の健康を維持するために、職場環境の安全衛生に関する問題点を抽出協議し、職場環境の改善を進め、安全衛生管理の強化及び事故防止を図る。

また、大学の特殊性である研究室での化学物質・毒劇物の取扱いがある。これらのリスク及び安全管理の課題や取組などについて、教職員及び学生の理解を深めるため、安全衛生、ストレスチェック及び環境安全管理における新たな情報を提供する研修会を定期的に実施する（各々年1回）。

【施設面における安全管理・事故防止に係る計画】

施設の維持保全について、建築基準法等に基づき必要な定期点検・検査を実施し、必要な修繕を行うことで建物・設備の性能を維持すると共に安全安心を確保する。また、建物、設備の現況調査（施設パトロール）を実施し、危険個所を洗い出し安全管理・事故防止に努める。

防災、防火管理について、地震、火災発生の際に迅速に対応できるよう、計画的な防災、防火訓練を開催する。

警備について、各建物の巡回・施錠確認の徹底と不審者事案等が発生した場合には、各守衛室と連携し迅速に対応する。また、必要に応じて学内に周知、注意喚起することで防犯意識の啓発を図る。

【附属病院に係る計画】

感染防止について、次の取組を実施する。

①患者安全及び職業感染防止に配慮した事故防止対応フローの作成、マニュアル改訂、発生状況の共有、再発防止に向けた指導を行う。

②職員健康管理室と連携し、毎年4種ウイルス抗体（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）及びB型肝炎ウイルス検査を行い、追加接種必要者にワクチン接種を実施する。

③新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症に備えて、以下の取組を行う。

i. PPE（個人防護服）着脱をはじめとする基本的な感染防御対策に関する研修と訓練

ii. 感染症蔓延時の診療・検査体制マニュアルの策定

加えて、医師の働き方改革について次の取組を実施する。

- ①現状の勤務実態を客観的に把握するシステムの導入
- ②副業・兼業先での勤務実態の把握
- ③把握した勤務実態を基に医師労働時間短縮計画を策定
- ④専門看護師や医師事務作業補助者などによるタスク・シフティングの推進
さらに、災害対策として大学一体の災害対策体制の整備を図る。
災害時にもインフラストラクチャーが維持される機能強化棟（免震建物・非常電源容量の確保等）を中心とした診療体制のあり方を含め、BCP（事業継続計画）や災害対策マニュアルの内容を精査のうえ、災害対策訓練を通じて検証し、改訂を行う。
特に、東京大震災やC B R Nテロ（化学、生物、放射性物質、核兵器を用いるテロ）を含む緊急事態下における危機管理体制についても検討する。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ①指定国立大学法人構想の実現のためのプロジェクトの一部
- ②病院の機能強化に係る再整備計画に基づく施設設備整備の一部
- ③その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

学生・教職員に対する共通した普及促進の取組として、年に1度開催する「情報セキュリティ・個人情報保護講習会」にて、マイナンバーカード取得促進を図る。また、学内メールによる取得方法の案内通知の実施及び学内HPへの掲載を行う。さらに、図書館の入館ゲートをマイナンバーカード対応にする。

学生に対する普及促進の取組として、各種掲示板、教務系事務のフロア等にポスター等を掲示する。

教職員に対する普及促進の取組として、定期的にアンケート調査を実施する等のマイナンバーカード取得の促進を図る。

別表1 学部、研究科等及び収容定員

| | |
|------|---|
| 学部 | 医学部 942人 歯学部 461人 (収容定員の総数) 1,403人 |
| 研究科等 | 医歯学総合研究科 1,098人 保健衛生学研究科 65人 (収容定員の総数) 修士課程 257人 博士後期課程 75人 一貫制博士課程 831人 |

別表2 共同利用・共同研究拠点

| | |
|-------------|--|
| 共同利用・共同研究拠点 | 生体医歯工学共同研究拠点（生体材料工学研究所） 難治疾患共同研究拠点（難治疾患研究所） |
|-------------|--|

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 80,052 |
| 施設整備費補助金 | 840 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 | 90 |
| 自己収入 | 226,823 |
| 授業料及び入学料検定料収入 | 11,501 |
| 附属病院収入 | 213,697 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 1,625 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 35,006 |
| 長期借入金収入 | 6,329 |
| 計 | 349,140 |
| 支出 | |
| 業務費 | 292,076 |
| 教育研究経費 | 93,179 |
| 診療経費 | 198,897 |
| 施設整備費 | 7,258 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 35,006 |
| 長期借入金償還金 | 14,800 |
| 計 | 349,140 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額155,058百万円を支出する。（退職手当は除く。）

- 注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。
- 注) 退職手当については、国立大学法人東京医科歯科大学職員退職手当規則及び国立大学法人東京医科歯科大学役員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
- 注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附置施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③ 「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

- ④ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦ 「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I（y-1）は直前の事業年度におけるI（y）。
- ⑧ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑨ 「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K（y-1）は直前の事業年度におけるK（y）。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 每事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D(y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

E(y) : その他教育研究経費(②)を対象。

F(y) : ミッション実現加速化経費(③)を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入(④)、その他収入(⑤)を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額
新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

J(y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

K(y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : ミッション実現加速化係数。△1.6%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|---------|
| 費用の部 | 333,395 |
| 経常費用 | 333,395 |
| 業務費 | 305,942 |
| 教育研究経費 | 39,833 |
| 診療経費 | 83,945 |
| 受託研究費等 | 26,733 |
| 役員人件費 | 1,019 |
| 教員人件費 | 48,408 |
| 職員人件費 | 110,772 |
| 一般管理費 | 5,105 |
| 財務費用 | 1,364 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 20,984 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | 342,324 |
| 経常収益 | 342,324 |
| 運営費交付金収益 | 79,358 |
| 授業料収益 | 8,798 |
| 入学金収益 | 1,086 |
| 検定料収益 | 252 |
| 附属病院収益 | 213,697 |
| 受託研究等収益 | 26,733 |
| 寄附金収益 | 7,759 |
| 財務収益 | 17 |
| 資産見返負債戻入 | 3,016 |
| 雑益 | 1,608 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益（損失） | 8,929 |
| 総利益（損失） | 8,929 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|------------------|---------|
| 資金支出 | 361,262 |
| 業務活動による支出 | 311,047 |
| 投資活動による支出 | 23,293 |
| 財務活動による支出 | 14,800 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 12,122 |
| | |
| 資金収入 | 361,262 |
| 業務活動による収入 | 341,881 |
| 運営費交付金による収入 | 80,052 |
| 授業料及び入学料検定料による収入 | 11,501 |
| 附属病院収入 | 213,697 |
| 受託研究等収入 | 26,733 |
| 寄附金収入 | 8,274 |
| その他の収入 | 1,624 |
| 投資活動による収入 | 930 |
| 施設費による収入 | 930 |
| その他による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 6,329 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 12,122 |

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。